

## 穴水町建設工事に係る業務委託の前金払取扱規則

平成23年5月13日

規則第3号

### (目的)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定に基づいて穴水町(以下「町」という。)建設工事に係る業務委託料(以下「委託料」という。)の前金払の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (前金払の割合及び範囲等)

第2条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と契約書記載の業務完了の時期を保証期限とし、同条5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を町長に寄託して、1件の契約が300万円以上の委託料について、当該委託料の10分の3以内において前金払をすることができる。ただし、前金払の額は、10万円未満の端数金額を切り捨てるものとし、1,000万円を限度とする。

- 2 前金払の使途の範囲は、当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額、その他町長が必要と認めた経費に限るものとする。
- 3 町長は、歳計現金の保有状況等によって、前金払が困難と認めるときは、前金払をしないことができる。

### (前金払の申請手続)

第3条 前金払を受けようとする契約者は、契約締結後7日以内に前金払承認申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があつたときは、7日以内にその可否を決定し申請者に通知する。

### (前金払の請求手続及び支払)

第4条 前条の規定によって承認の通知を受けた申請者は、前金払請求書(様式第2号)に、保証事業会社の発行した前金払保証証書を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、その日から起算して14日以内に前金を支払わなければならない。

### (業務内容の変更に伴う前払金の増減)

第5条 業務内容の変更、その他の事由によって契約金額に比べ著しく増額された場合において、受領済の前払金額が増額後の委託料の10分の2に満たないときは、増額後の委

託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2条の規定を準用する。

2 委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の4を超えるときは、委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

3 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、当事者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、町長が定め、受託者に通知する。

#### (保証契約の変更)

第6条 前金払の支払を受けて精算が未済の間に、業務内容の変更、その他の事由によって契約上定められた業務完了の時期が延長されたときは、その業務の契約者は延長された時期まで前払金保証の期限を延長した保証書を提出しなければならない。

#### (義務違反による前払金の返還)

第7条 前金払を受けた契約者が次の各号の一に該当するときは、町長はその前払金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 契約者が第2条第2項に規定する経費以外の目的に前払金を使用したとき。
- (2) 契約者が当該業務の契約義務を履行しないとき。
- (3) 当該業務の契約を解除したとき。
- (4) 契約者が第6条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

2 前項の場合、町長は必要と認めたときは、相当額の利息を付けさせることができる。

#### (前払金保証書の保管)

第8条 会計管理者は、前金払請求書と共に提出された前払金保証書を保管しなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

前金払承認申請書

年 月 日請負契約を締結しました下記業務委託料に使用するため、契約額の %分 ¥ \_\_\_\_\_ を前金として御支払願いたく承認方を申請いたします。  
年 月 日

穴水町長 殿

申請者

記

1 業務名

1 契約金額 ¥ \_\_\_\_\_